

令和3年度
長野県国民健康保険団体連合会
定例理事会議事録

と き	令和3年7月8日(木) 午後1時30分から
と ころ	長野市西長野加茂北 長野県自治会館 2階大会議室
附議事項	別冊議案のとおり
会議概況	以下のとおり

開 会 午後 1 時 20 分

開 会 事務局

理事長あいさつ 理事長
別紙 1 のとおり

定 足 数 報 告 事務局
本会規約第 32 条による定足数を報告いたします。
現員理事数 15 名
本人出席理事数 9 名
書面表決理事数 6 名 (内代理出席者 4 名)
従いまして、本日の理事会は成立いたしました。

議 長 選 任 事務局
続いて議長の選任でございますが、理事会の議長は、本
会規約第 41 条の規定により、理事長が議事を主宰するこ
とになっておりますので、理事長、よろしく願いいたし
ます。

議 長

規約の規定によりまして、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので
ご協力をお願い申し上げます。

議事に先立ちまして、議事録署名人を慣例に従いまして議長から指名をさせて
いただきます。

南 相 木 村 長 中 島 則 保 様
麻 績 村 長 高 野 忠 房 様

をお願いいたします。

議 事

議 長

それでは、これより議事に入ります。始めに、本冊の議案第1号「令和2年度長野県国民健康保険団体連合会事業報告」から、別冊の議案第13号「令和2年度長野県国民健康保険団体連合会財産目録」までを一括議題とします。

事務局から説明願います。

事 務 局

議案第1号 令和2年度長野県国民健康保険団体連合会事業報告

＜説 明＞ 事務局 議案書により説明

議案第2号 令和2年度一般会計歳入歳出決算

議案第3号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)歳入歳出決算

議案第4号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計(支払勘定)歳入歳出決算

議案第5号 令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
(業務勘定)歳入歳出決算

議案第6号 令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
(支払勘定)歳入歳出決算

議案第7号 令和2年度介護保険事業特別会計(業務勘定)歳入歳出決算

議案第8号 令和2年度介護保険事業特別会計(支払勘定)歳入歳出決算

議案第9号 令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計(業務勘定)
歳入歳出決算

議案第10号 令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計(支払勘定)
歳入歳出決算

議案第11号 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計(業務勘定)
歳入歳出決算

議案第12号 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計(支払勘定)
歳入歳出決算

議案第13号 令和2年度長野県国民健康保険団体連合会財産目録

＜説 明＞ 事務局 議案書及び資料により説明

《令和2年度決算における実費弁償判定について》

国保連合会が行う、手数料を徴収する事務における手数料の額は、実費に見合う額とされておりまして、剰余の発生の有無を確認する必要があります。

令和2年度決算につきましては、国から示されました判定方式により、剰余が発生していないことを確認しております。

なお、判定は税理士法人に委託して行っており、総会終了後に所定の書類を長野税務署へ提出いたします。

以上、すべての会計において令和2年度決算額が確定いたしましたので、本年度予算において、繰越金等の補正を行いたいと考えております。

議 長

議案第1号から議案第13号までの説明、要領よくありがとうございました。これにつきましては、6月25日に監事による監査が行われておりますので、監査結果について報告を求めます。

監 事

監事を代表して、監査報告を申し上げます。

報告の前に、監査に当たっては、事前に関係書類を送付いただき、監査当日においても、それぞれ業務ごとに担当者から詳細な説明と共に、疑義・要望等についても適切な回答をいただいた上で作成した監査報告ですので、あらかじめ申し上げたいと思います。

国保法第24条第3項の規定及び国保連合会規約第45条第1項の規定により、令和2年度の事業実施状況、予算の執行状況及び財産の管理状況等につきまして、令和2年12月2日と令和3年6月25日に監査を行いました。

その結果、事業運営上においても、また会計面においても、関係書類、諸帳簿等適正に処理されており、誤りのなかったことを認めましたので、ご報告申し上げます。

なお、両監査においては、事前に外部監査が実施されており、監査委託先の税理士法人から、現金出納及び財産管理における処理について問題ないとの報告を受けておりますので、併せてご報告申し上げます。

以上、監査報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。それでは、議案について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

議 長

特にご意見がなければ、原案どおり承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

議 長

ご異議ないものと認め、議案第1号「令和2年度長野県国保連合会事業報告」から議案第13号「令和2年度長野県国保連合会財産目録」までを原案どおり決定する

こととします。ありがとうございました。

次に、本冊 51 頁、議案第 14 号「診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則」及び、議案第 15 号「福祉医療費事務手数料収納支払事務処理規則の一部を改正する規則」を一括議題とします。

事務局から説明願います。

事務局

議案第 14 号 診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則

議案第 15 号 福祉医療費事務手数料収納支払事務処理規則の一部を改正する規則

<説明> 事務局 議案書により説明

議長

事務局の説明についてご質疑、ご意見等ありましたらお願いします。

特にご意見がなければ、原案どおり承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

議長

ご異議ないものと認め、議案第 14 号「診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則」及び、議案第 15 号「福祉医療費事務手数料収納支払事務処理規則の一部を改正する規則」を原案どおり決定することとします。

次に、本冊 55 頁、議案第 16 号「令和 3 年度一般会計歳入歳出補正予算（第 1 回）」から、議案第 23 号「令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（支払勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）」までを一括議題とします。

事務局から説明願います。

事務局

議案第 16 号 令和 3 年度一般会計歳入歳出補正予算（第 1 回）

議案第 17 号 令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）
歳入歳出補正予算（第 2 回）

議案第 18 号 令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計（支払勘定）
歳入歳出補正予算（第 2 回）

議案第 19 号 令和 3 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）

議案第 20 号 令和 3 年度介護保険事業特別会計（業務勘定）
歳入歳出補正予算（第 1 回）

議案第 21 号 令和 3 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）
歳入歳出補正予算（第 1 回）

議案第 22 号 令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）
歳入歳出補正予算（第 1 回）

議案第 23 号 令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（支払勘定）
歳入歳出補正予算（第 1 回）

<説 明> 事務局 議案書及び資料により説明

議 長

議案第 16 号から議案第 23 号までの報告を受けました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

特にご意見がなければ、議案第 16 号から議案第 23 号まで原案どおりご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

議 長

ご異議ないものと認め、議案第 16 号「令和 3 年度一般会計歳入歳出補正予算（第 1 回）」から、議案第 23 号「令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（支払勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）」までを、原案どおり決定することとします。

次に、本冊 79 頁議案第 24 号「理事・監事の選任について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第 24 号 理事・監事の選任

<説 明> 事務局 議案書により説明

議 長

事務局の説明のとおり、役員の選任規則の定めにより推薦母体からの推薦があったものですので、原案どおりご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

議 長

ご異議ないものと認め、議案第 24 号「理事・監事の選任」を原案どおり決定することとします。

次に、本冊 81 頁議案第 25 号「幹事の委嘱」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 25 号 幹事の委嘱

<説明> 事務局 議案書により説明

議長

議案第 25 号 幹事の委嘱について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

特にご意見がなければ、事務局の説明のとおり、ご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

議長

ご異議ないものと認め、議案第 25 号「幹事の委嘱」を原案どおり決定することとします。

次に、本冊 84 頁議案第 26 号「通常総会の招集」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局

議案第 26 号 通常総会の招集

<説明> 事務局 議案書により説明

議長

事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。それでは、来る 7 月 30 日に通常総会を開催しますので、よろしくお願いします。

以上で、本日予定しておりました議決事項は、全て終了しましたが、事務局からその他の事項がありますので、説明をお願いします。

事務局

その他 国保総合システムの次期更改に係る国庫補助獲得のための要請活動等について

<説明> 事務局 資料により説明

《国保総合システムの次期更改に係る国庫補助獲得のための要請活動等について》

国保総合システムの次期更改に係る国庫補助獲得のための要請活動等について、国保中央会及び全国の国保連合会が取組んでいることについて説明させていただきます。

説明事項については、2 点ございます。まず、1 点目につきまして国保総合システムの次期機器更改の内容になります。2 点目については、機器更改に係る経費でござ

いますが、経費については国庫補助獲得のための要請活動に取り組んでいるところでございます。

国民健康保険運営のための基幹システムである国保総合システムは、令和5年度末をもって、ハードウェア保守期限が到来します。これにより機器更改が必要となります。

国保総合システムとは、市町村等の保険者が、国民健康保険を運営するために、各都道府県国保連が運営する総合的なシステムとなっておりますが、この機器更改の機会に、社会保険診療報酬支払基金のシステムとの共同開発、共同利用などを通じて、システムや業務の効率化、審査基準の統一化を図ることが求められています。

このために、政府の規制改革実施計画、厚生労働省の検討会での検討を受けまして、本年3月に改革工程表が策定されてきました。今後、この工程表に基づき厚生労働省の主導、参画の下に国保総合システムの更改を実施していくところでございます。

審査支払システム改革に向けての工程では、令和6年度更改時点において、国保総合システム全体のクラウド化、審査支払システムの一部(「受付領域」)の共同利用を行うことされています。また、令和8年度においては中央会と支払基金による、共同開発体制を構築し、従来、別々に構築していた審査・支払機能の効率的な共同利用に向けた開発を推進する計画が立てられております。

機器更改におけるメリットとして、(1)中長期的なシステム改修・保守関連費用の逓減、(2)保険者業務に対する連合会による支援の拡充、(3)審査基準の統一等による国民への平等な医療サービスの提供が期待でき、市町村等保険者にとっても大きなメリットがあるとされております。

しかしながら、令和6年度更改のために必要な費用は、現時点で収集可能な情報に基づく概算で、百数十億円の財源が不足することが見込まれています。国保中央会及び全国の国保連合会では、それぞれ毎年計画して減価償却積立資産ということで積立をしているところでございますが、6年度の更改内容が大掛かりなものであり、積立金では間に合わないということが国保中央会の試算で示されております。

国保総合システムの更改については、政府の方針に沿って、円滑に開発していくものでございますので、費用についても国庫補助をお願いしたいという事で、国庫補助獲得等を求める要請をして行きたいという内容になります。

国会議員等への要請活動について、国保中央会では国庫補助獲得のため厚生労働大臣をはじめ主要な国会議員等に陳情を行うために、6月29日開催の国保中央会定期総会において、「決議」が採択され、中央ではこれをもって要請活動を行っていくということになります。この「決議」には国保中央会の役員、全国の国保連合会の理事長の名前が記載されており、この決議をもって要請活動を進めて行きたいということでもあります。併せまして、本会の対応と致しましては、長野県・長野県議会事務局、長野県市長会、長野県市議会議長会、長野県町村会・長野県町村議長会に対し状況を説明し協力依頼を行ったところでございます。

状況の説明と協力依頼について、規制改革実施計画等を踏まえた国保総合システムの次期更改に当たっては、財政が脆弱な国保保険者に新たな財政負担が生じないよう、国による十分な財政支援を講じることということで、県内の地方6団体に協力の依頼をしたところでございます。地方6団体においては、全国会議等において決議を行い、令和4年度政府等に要請が行われる予定ということでございます。

それぞれの会議の状況を記載しておりますが、こういった会議を経て予算要求や要望等を伝えていく状況となっております。国保総合システムの機器更改に関する国保中央会及び国保連合会の取組みについて、情報提供させていただきました。

引続き国、中央の動き等を確認しながら、この取組を進めて行きたいと思っておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議 長

ただ今の説明に質問がありましたらお願いします。

<特になし>

特によろしければ、それぞれのお立場で要請活動等にご協力いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

よろしければ、議事は以上で終了でございます。

議事録は事務局で整備のうえ、後日、議事録署名人に署名をお願いすることとします。

なお、議事録につきましては、「理事会議事録の作成及び公表要領」に基づき、本会ホームページに掲載させていただきますのでご承知おきください。

以上をもちまして、すべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

事 務 局

理事長ありがとうございました。

これもちまして、定例理事会を終了いたします。

長時間にわたり、ご審議ご決定いただきありがとうございました。

閉 会 午後2時50分

(別紙1)

理事長招集あいさつ

令和3年7月8日(木)
自治会館2階大会議室

みなさんこんにちは。

まだまだ、マスクの取れない嫌な生活が続いておりますが、今日は雨の中、理事会にご参加賜りありがとうございます。

また、日頃より国民健康保険事業の運営にあたりまして、それぞれの立場におきまして多大なご協力賜っていること、この場をお借りして重ねてお礼を申し上げます。

長野県の新型コロナウイルス感染症の状況でございますが、大分落ち着いてきて、本日県内全て感染警戒レベル1になったと記事が散見された次第でございます。しかしながら、都心などでは、第6波の可能性というリスクの早速また嫌な形で報じられることとなりまして、対策を緩めることなくお互いに今しばしの辛抱をしていかなければならない状況ではないかと思っております。

本会におきましては、住民票所在地外の医療機関等で受けたワクチン接種に係る費用の収納・支払業務を受託しており、4月は約5,000件、5月は約16,600件の請求があったと報告を受けております。今後、64歳以下の接種が本格化して参りますので、しっかりとした体制を構築し取り組んで参りたいと考えております。

ご承知のように、新たな国保制度が施行されてから3年が経過いたしました。新たな国保制度は、県が保険者となり財政運営の責任主体となることで、安定的な国保の財政運営を図ることを目指したもので、これまで概ね順調にきておると承知しております。

今後は保険料水準等の統一が大きな課題であります。統一に向けたロードマップが令和3年3月に策定され、令和9年度までに原則二次医療圏で納付金算定に反映する医療費指数を統一するとともに、県も含めた市町村国保の保健事業の充実により、各圏域の医療費指数の差の縮小を目指しております。また、国では6月4日には改正健保関連法が可決、成立し、順次施行されることとなりました。改正法の主な内容につきましては、一定以上の所得がある後期高齢者への2割負担の導入や、国保関連では、法定外繰り入れの解消と保険料水準統一を都道府県国保運営方針の必須記載事項とする改正などがございます。

法律に規定されたことで、保険料水準統一に向けた議論がさらに加速するものと思っておりますが、本会におきましても、国保データベースシステムの利活用の支援を始め、市町村事務の標準化のサポート等、より効果的かつ効率的な保健事業の推進や保険者事務の負担軽減、効率化に取り組んで参りたいと考えております。

このほか、本年8月より、福祉医療費のこども医療費に係る柔整分の現物給付化が始まりますので、これへの対応も行ってまいります。

本会の業務は多岐に渡っておりますが、引き続き、保険者の共同体としての役割を強く

認識し、適切に事業を実施してまいりますので、ご支援とご協力を重ねてお願いする次第でございます。

さて、本日の理事会は、令和2年度の事業報告及び各会計決算、並びに令和3年度予算の補正などについてご審議いただきますので、今月末に開催する通常総会に提案するための準備と位置づけというものでございます。よろしくお願いいたします。

充分ご審議の上、適切なお決定をお願いいたします。

以上、招集のご挨拶とさせていただきます。

定例理事会出席者名簿

R03.07.08

役職名	氏名	公職名	書面参加	備考
理事長	小口利幸	塩尻市長		
副理事長	北村政夫	青木村長		
常務理事	土屋嘉宏			
理事	中島則保	南相木村長		
理事	今井竜五	岡谷市長	○	医療保険課長 小松久志
理事	下平洋一	飯島町長		
理事	大屋誠	上松町長	○	
理事	高野忠房	麻績村長		
理事	甕聖章	池田町長		
理事	加藤久雄	長野市長	○	国民健康保険課長 浅川清和
理事	染野隆嗣	小川村長		
理事	日臺正博	木島平村長	○	副村長 佐藤裕重
理事	関隆教	医師国保組合 理事 長	○	
理事	宮川虎雄	建設国保組合 理事 長	○	事務局長 小松邦彦
理事	濱口實	長野県国保 直診医師会長		
監事	柳田清二	佐久市長	—	国保医療課長 武者新一
監事	峯村勝盛	飯綱町長	—	
監事	下川正剛	白馬村長	—	

※副理事長1名欠員

以下この会議の正確を証するため、ここに署名する。

議 長（理事長）

塩 尻 市 長 _____ 印

議事録署名者

南 相 木 村 長 _____ 印

麻 績 村 長 _____ 印